

新リース会計基準について

－ 借手側の会計処理 －

2024年12月
公益社団法人リース事業協会

はじめに

- 企業会計基準委員会(ASBJ)は、2024年9月、すべてのリースを借手側がオンバランスする新リース会計基準を公表しました。
- 新リース会計基準は、上場会社等に対して、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。

(注) 2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能です。

- 本説明資料は、新リース会計基準に関する適確な情報を広く社会に提供することを目的として、借手側の会計処理を中心に、できる限り平易に説明しています。新リース会計基準の詳細は、リース事業協会ホームページに掲載している資料をご参照ください。

<https://www.leasing.or.jp/studies/shinkaikei.html>
(新リース会計基準・税制ページ)



凡例

現行リース会計基準

企業会計基準委員会 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を意味します。

新リース会計基準

企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」を意味し、説明資料の中で根拠を示す場合は、「基準××項」、「指針××項」と表記します。

本資料の留意点

- ① 本資料は、新リース会計基準に基づき、2024年11月時点の情報により作成しました。
- ② 本資料は、今後、随時更新します。
- ③ 本資料は、参考資料として公表するものです。個社の会計処理等については、公認会計士等の専門家と相談して対応してください。
- ④ 本資料の著作権は、当協会に帰属します。当協会の会員会社以外の者による無断利用・無断転載を禁止します。

目次

項目		頁
新リース会計基準の適用企業		3
現行リース会計基準と新リース会計基準の相違		4
借手側の会計処理	全体の流れ	5
	リースの識別	6
	リース/サービスの区分	7
	リース期間の決定	8
	使用権資産・リース負債の計上など	9
	簡便的な取扱い	10
	経過措置	11

新リース会計基準の適用企業

- ・ **上場会社**は、新リース会計基準が**強制適用**されます。
- ・ **未上場会社(中小会社)**は、新リース会計基準が**強制適用されません**。従来通りの会計処理を**継続**できます。

＜わが国における会計制度＞

	連結財務諸表	個別財務諸表
上場会社 金融商品取引法等に基づく 右記の会計基準を使用 (注1)	日本基準 ※新リース会計基準強制適用	日本基準 ※新リース会計基準強制適用
	指定国際基準(IFRS) 任意適用	
	修正国際基準(JMIS) 任意適用 ※IFRSとASBJによる修正会計基準によって構成	
	米国基準 ※米国市場の上場会社限定	
未上場会社 (大会社)	日本基準 ※新リース会計基準の事実上の強制適用 (注2)	
未上場会社 (中小会社)	日本基準 ※新リース会計基準を任意で適用する場合	
	中小企業の会計に関する指針	
	中小企業の会計に関する基本要領 ※国際的な会計基準の遮断	
	税法に基づく会計処理	

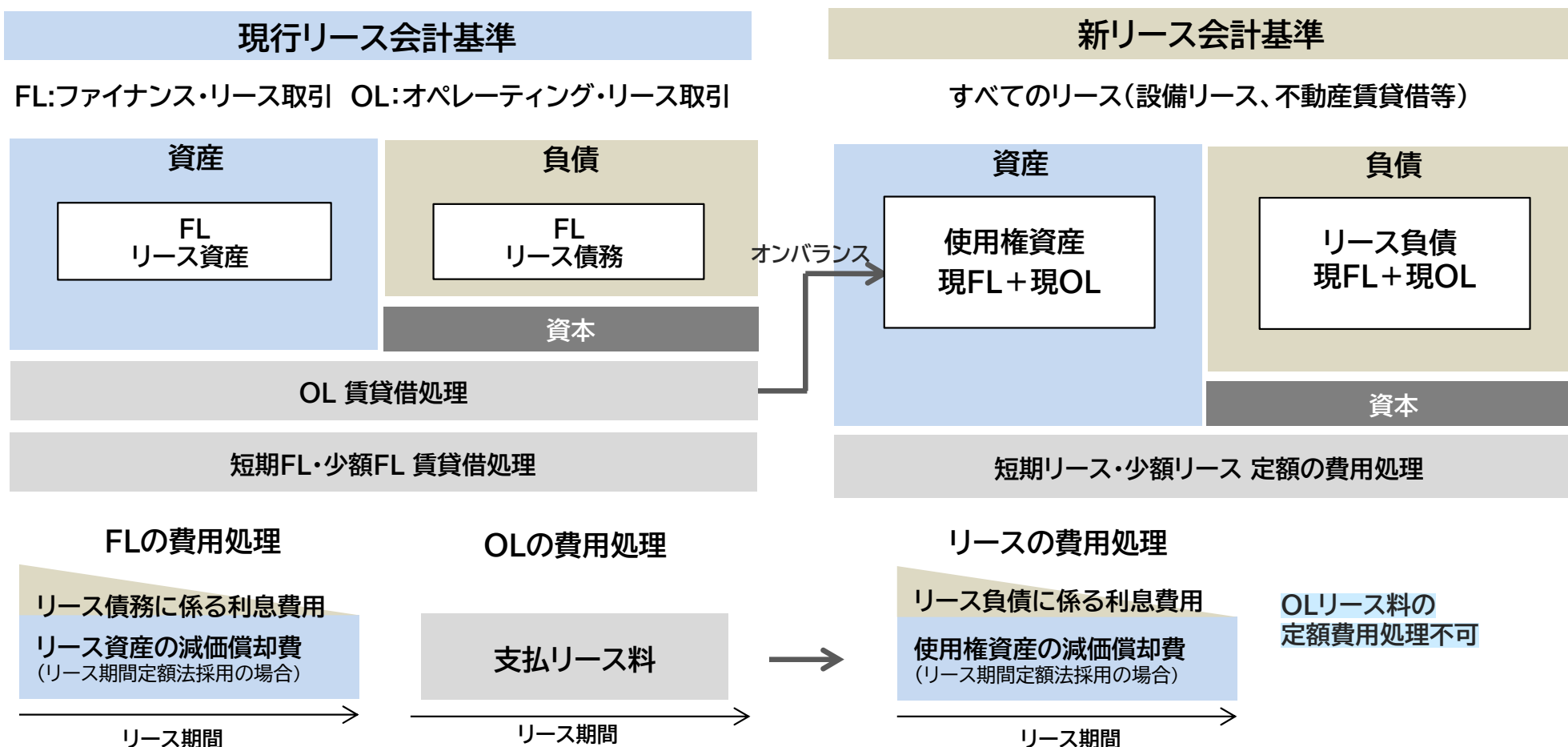
(注1)上場会社は、「貸借対照表等は内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」(金融商品取引法第193条)とされていますが、ASBJの作成する企業会計基準であって金融庁が指定したものは、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」により、公正妥当な企業会計基準として取り扱われます。今後、**金融庁の告示が改正され、新リース会計基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計」として指定されることが想定**されます。

(注2)未上場会社(大会社)は、公認会計士を会計監査人として選任する必要があり、会計監査人より、公正妥当な会計基準として、新リース会計基準の適用を求められることが想定されます。

現行リース会計基準と新リース会計基準の相違

- 新リース会計基準では、**借手側がすべてのリースをオンバランス**します。
 - オペレーティング・リースの定額費用処理ができなくなります。
- (注1) 短期リース・少額リースはオフバランス・定額費用処理をすることができます(本資料10頁参照)。
- (注2) 使用权資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、「総額法」、「利息定額法」を適用できます(本資料10頁参照)。

<現行リース会計基準と新リース会計基準の相違>



借手側の会計処理 全体の流れ

リースの識別

契約締結時に、当該契約が「リースを含むか否か」を判断します。**【基準25項・26項】**（本資料6頁参照）

一般的な設備のリース契約は、「**リース**」に識別されます。

リース/サービスの区分

リースを含む契約について、「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」（サービス部分）に区分します。**【基準28項】**（本資料7頁参照）

一般的な設備のリース契約は、「**リースを構成する部分**」のみです。

リース期間の決定

「解約不能期間」に
「借手が行使することが合理的に確実な延長オプション期間」と
「借手が行使しないことが合理的に確実な解約オプション期間」
を加えて決定します。**【基準31項】**（本資料8頁参照）

一般的な設備のリース契約は、「**リース期間**」が解約不能期間となります。

（注）再リースは、リース開始日に再リースすることが合理的に確実でなければ、当初のリースと「**独立したリース**」として会計処理を行うことができます。**【指針52項】**
（本資料8頁参照）

「再リース」は、独立したリースとして取り扱うことにより、**延長オプション期間に含む必要はありません。**

使用权資産・リース負債の計上

リース開始日にリース料総額の現在価値で使用权資産・リース負債を計上します。**【基準33項】**（本資料9頁参照）

利息相当額の各期への配分・使用权資産の償却

利息相当額は各期に配分し、使用权資産の減価償却費を計上します。**【基準36項・37項】**
（本資料9頁参照）

借手側の会計処理 リースの識別

- 契約締結時に、当該契約が「リースを含むか否か」を判断します。【基準25項・26項】



(注)新リース会計基準のリースの識別の項では、借手から見て契約の一方の当事者(リース会社)のことを「サプライヤー」と表現していますが、一般的なリース契約における「サプライヤー」(リース会社に対するリース物件の売主)とは異なります。

新リース会計基準の「リースの識別」の項で「サプライヤー」と表現(注)

新リース会計基準 リースの識別の判断

(1) 資産が特定されているかどうかの判断【指針6項】

→ リース契約において「リース物件」が特定されているため、「**特定された資産**」と判断できます。

(2) 使用期間(リース期間)全体を通じて、資産の使用を支配する権利が(ユーザーに)移転しているかどうかの判断(①・②のいずれも満たす場合)【指針5項】

① 特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有する。

② 特定された資産の使用を指図する権利を有する。

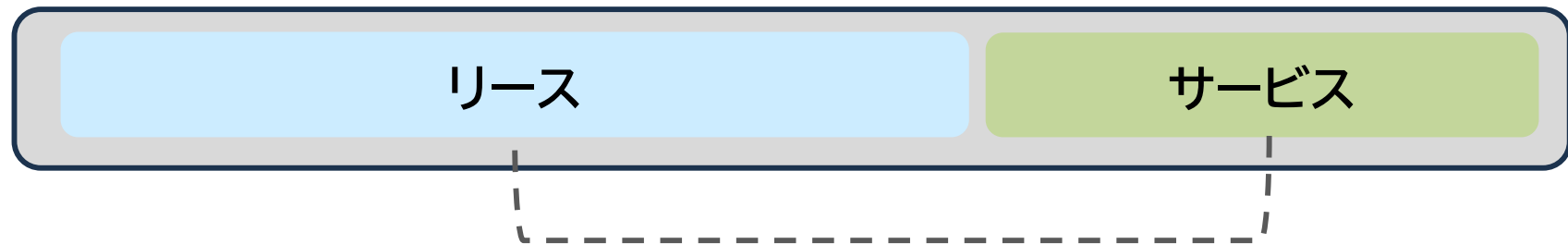
→ ユーザーは、リース期間中にリース物件を専属的に使用することができ、リース会社がリース物件の使用に関する指図をすることはないため、①・②の要件に該当します。

一般的な設備のリース契約は、**「リース」に識別**されます。

借手側の会計処理 リース/サービスの区分

- リースを含む契約について、「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」(サービス部分)に区分します。【基準28項】

リースを含む契約(新リース会計基準の原則的な考え方)

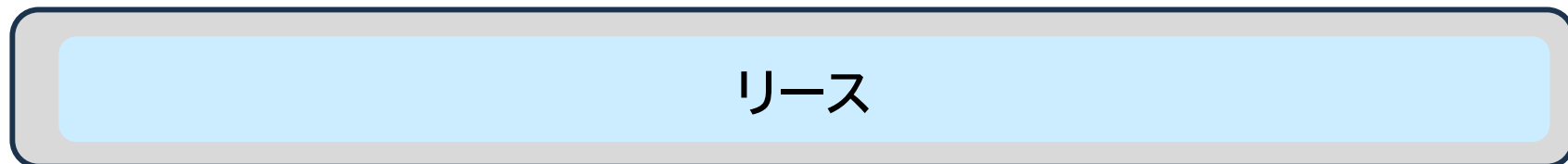


「リース」と「サービス」の金額を独立価格の比率で配分【指針11項】

独立価格の比率について、貸手等が当該構成部分又は類似の構成部分について企業に個々に請求するであろう価格に基づいて算定します。借手においてリースを構成する部分とリースを構成しない部分の独立価格が明らかでない場合、借手は、観察可能な情報を最大限に利用して、独立価格を合理的な方法で見積ります。【指針BC17項】

(注)「リース部分」と「サービス部分」を区分せずに、すべてを「リース部分」とすることもできます。【基準29項】

一般的な設備のリース契約



「サービス」を構成する部分がないため、「リースを構成する部分」のみです。

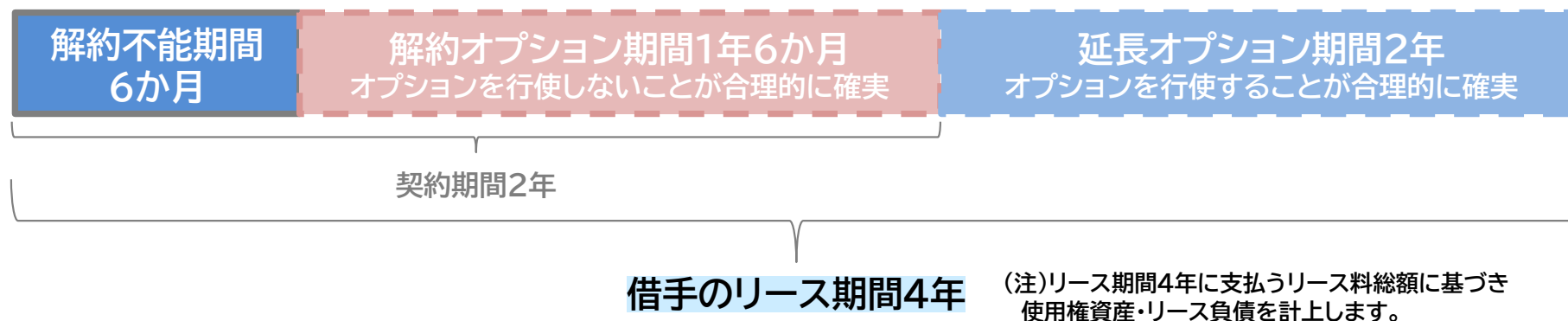
(注)リース料の中には、リース期間中の「固定資産税相当額」や「保険料」が含まれていますが(新リース会計基準では「借手に財又はサービスを移転しない活動及びコスト」)、一般的な設備のリース契約において、「サービス部分」がないため、これらは「リースを構成する部分」に含まれることとなり、「固定資産税相当額」や「保険料」を区分する必要はありません。

借手側の会計処理 リース期間の決定

- リース期間は、「解約不能期間」に「延長・解約オプション期間」を加えて決定しますが【基準31項】、設備のリースは、解約不能期間＝リース契約で定めるリース期間となり、原則として、再リースは考慮しません。

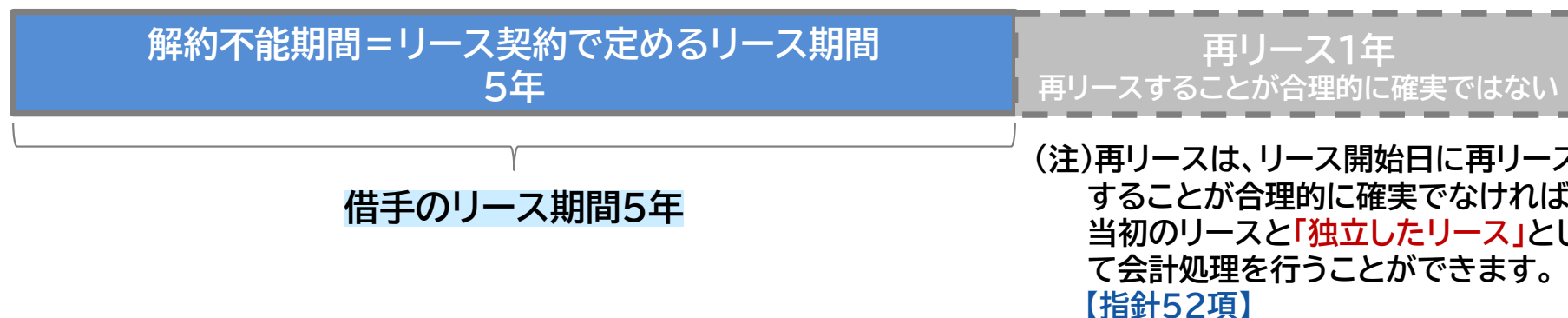
リース期間の考え方(新リース会計基準の原則的な考え方)

例：契約期間2年、借手は2年の契約期間を更新できる(延長オプション)。解約不能期間6か月、6か月経過後に解約オプションを行使できる。



一般的な設備のリース契約

例：契約期間5年、リース期間満了後、再リースを選択できる。リース開始時点で再リースすることが合理的に確実ではない。



借手側の会計処理 使用権資産・リース負債の計上など

- リース開始日にリース料総額の現在価値で使用権資産・リース負債を計上し、利息相当額は各期に配分し、使用権資産の減価償却費を計上します。

例：リース料総額 60,000千円、物件金額 48,000千円、リース期間 60カ月（月額リース料1,000千円）、借手の追加借入利率 年8%
※指針の設例を参考に作成しています。

リース料の現在価値計算

(1)または(2)の割引率を用いる
【指針37項】

(1) 貸手の計算利率を知り得る場合、
当該利率を用いる方法

「貸手のリース料の現在価値」と「見積残存価額の現在価値」が「原資産の現金購入価額」または「借手に対する現金販売価額」と等しくなる利率

残価0とした場合 48,000千円
割引率 9.154%

設備のファイナンス・リースにおいては、実務上、借手は、貸手の原資産の現金購入価額を知り得ることがあり、その場合、借手は貸手の計算利率により借手のリース料の現在価値を算定することが可能となり、その算定結果は、貸手の現金購入価額と一致することとなる。この場合、現行リース会計基準と実務上の差異は生じない。

(2) 上記(1)を知り得ない場合、借手の追加借入利率を用いる方法

年8%とした場合 49,318千円

使用権資産・リース負債計上

資産	負債
使用権資産 48,000千円	リース負債 48,000千円

リース開始日

利息相当額の各期への配分

リース料の元利展開

第1回分のリース料支払い 1,000千円

利息分
リース負債48,000千円 × 9.154% × 1か月 / 12か月 = 366千円 → 費用計上

元本分
支払リース料1,000千円 - 利息分366千円 = 634千円 → リース負債の減額

使用権資産の減価償却

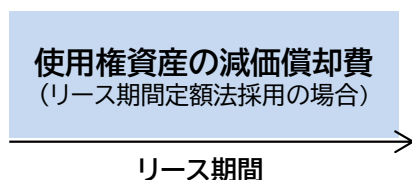
減価償却は毎月実施すると仮定
(残存価額0、リース期間定額法)

減価償却費
使用権資産48,000千円 × 1か月 / 60か月 = 800千円 → 費用計上

借手側の会計処理 簡便的な取扱い

□ 使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱い【指針40項】

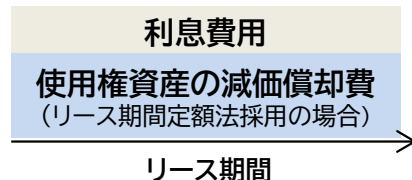
①総額法



一般的な設備のリースの場合

支払リース料＝
使用権資産の減価償却費

②利息定額法



一般的な設備のリースの場合

支払リース料＝
使用権資産の減価償却費＋利息費用

- ① リース料総額を使用権資産・リース負債に計上する方法(総額法)
- ② 利息費用を定額で計上する方法(利息定額法)

【指針41項】

$$\frac{\text{未経過リース料期末残高}}{\text{未経過リース料期末残高} + \text{有形・無形固定資産残高}} < 10\%$$

注: 未経過リース料期末残高から短期・少額リース分、オンバランス(利息法採用)を除く

□ 短期リース【指針4項・20項】 オンバランス不要(定額の費用処理)

リース期間が12か月以内(購入オプション付契約は含まれない)。

→ 一般的な再リースは1年契約であり、短期リースに該当します。

□ 少額リース【指針22項】 オンバランス不要(定額の費用処理)

a) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料が当該基準額(補注:購入時に費用処理する基準額)以下のリース

b) 次の①または②のいずれかを選択

①企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース(リース料総額300万円以下)【指針BC41項】

②新品時の原資産の価額が少額であるリース(5,000米ドル以下を念頭)【指針BC45項】

借手側の会計処理 経過措置

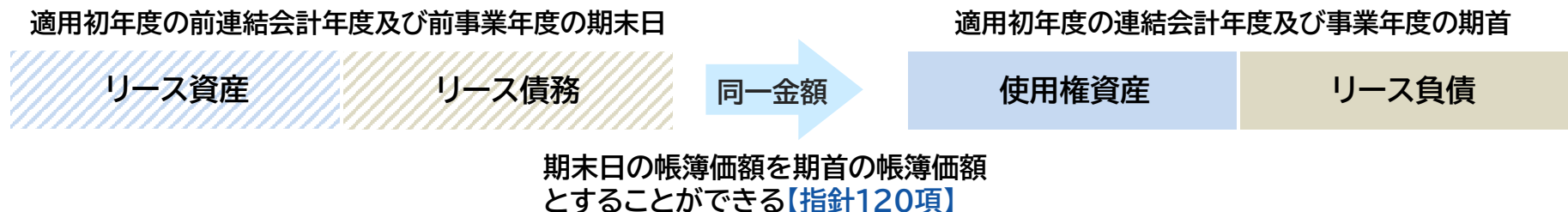
- 新リース会計基準を適用する際の経過措置として、以下が定められています。【指針118項】

- 会計基準の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。
- ただし、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することができる。

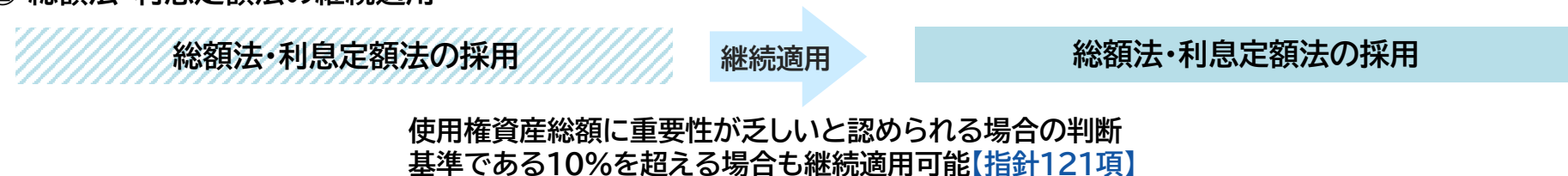
指針118項のただし書きを適用した場合の取扱い

◆ ファイナンス・リース取引(FL)に分類していた取引

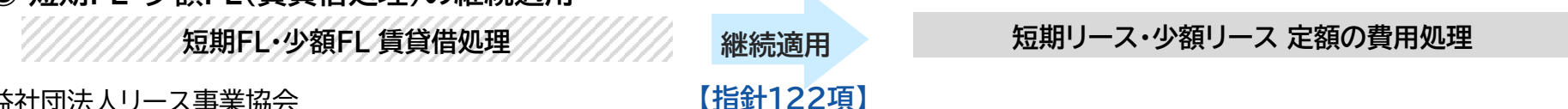
① オンバランスしていたリース資産・リース負債



② 総額法・利息定額法の継続適用



③ 短期FL・少額FL(賃貸借処理)の継続適用



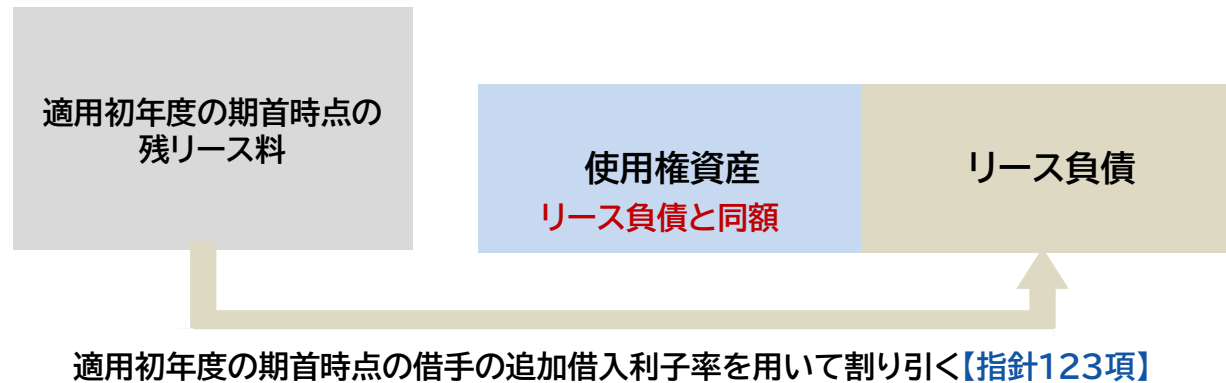
借手側の会計処理 経過措置

指針118項のただし書きを適用した場合の取扱い

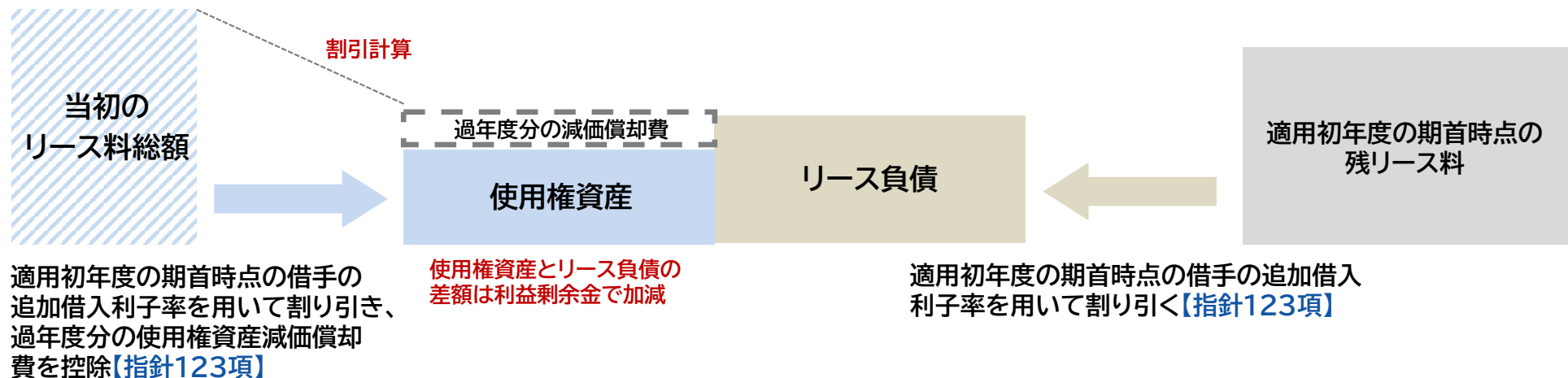
◆ オペレーティング・リース取引(OL)に分類していた取引 (リース1件ごとに以下の①または②によりオンバランス)

短期リース・少額リース
はオフバランス継続

① リース負債と同額の使用権資産を計上する方法



② 使用権資産について新リース会計基準がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額





Japan Leasing Association
公益社団法人リース事業協会

東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル
<http://www.leasing.or.jp>



本資料の著作権は公益社団法人リース事業協会に帰属します。無断転載・無断利用を禁止します。